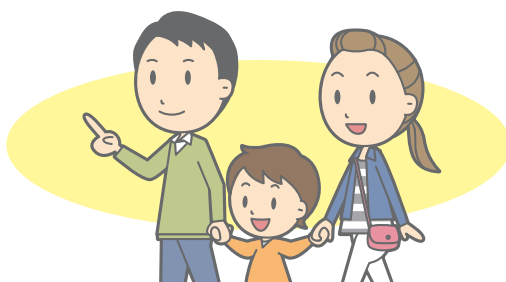


## Topics!

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。(令和4年4月1日より段階的に施行されます)

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（産後パパ育休の創設）（令和4年10月1日より）**  
→出生後8週間以内に4週間まで、分割して2回、育休とは別途取得できます。申出期限が1か月前から2週間前に短縮されます。併せて、要件を満たせば、育児休業給付金を受けることができ、また、申請すれば、労使ともに社会保険料が免除されます。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（令和4年4月1日より）**  
→妊娠・出産（本人又は配偶者）を申し出た労働者に対する個別の制度等の周知や意向確認、研修や相談窓口の設置など、育休を取りやすい環境の整備が義務になります。
- 3 育児休業の分割取得（分割して2回取れます）（令和4年10月1日より）**  
→産後パパ育休とは別に、夫婦ともに育休を分割して2回取れるようになります。
- 4 育児休業の取得状況の公表の義務付け（令和5年4月1日より）**  
→労働者数が1,000人超の使用者は、育休等の取得の状況について公表が義務になります。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日より）**  
→有期雇用労働者の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件がなくなり、無期雇用労働者と同様の取扱いとなります。

令和4年10月1日以降、Q1「パパ休暇」の制度は廃止されますので注意が必要です！



もっと知りたい!



詳しくはこちら

- 育MENプロジェクト（厚生労働省HP）  
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

こちら ➡



- 改正育児・介護休業法について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html> こちら ➡

